### 解説



# 「開示検査事例集」 (平成30年9月公表版) について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課 課長補佐

伊藤 公祐

証券取引等監視委員会(以下「監視委」といいます。)は、平成30年9月19日に「開示検査事例集」を公表しました。本稿では、今般公表した開示検査事例集を紹介いたします。なお、本稿中の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りします。

#### 開示検査及び開示検査事例 集について

#### (1) 開示検査について

有価証券報告書等の虚偽記載などの 開示規制違反は、投資家に不測の損害 をもたらすとともに、我が国証券市場の信 頼を大きく失墜させることにつながりかね ません。監視委では、こうした開示規制 違反を早期に発見するとともに、再発防 止や未然防止のため、金融商品取引法 に基づいて、有価証券報告書をはじめと する各種開示書類の提出者等に対して、 開示検査等を実施しています。

監視委では、開示規制違反の早期発 見及び早期是正のため、絶えず、上場会 社等における開示規制違反のリスクに着 目した情報収集・分析を行っております。 そして、これら情報収集・分析を通して、 開示内容等を確認する必要がある場合 や開示規制違反が疑われる場合には、 上場会社等に対してヒアリングや開示検 査を実施しています。

開示検査の結果、開示規制違反が判明したときには、当該開示書類の提出会社等に対する課徴金納付命令の勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に行い、また、課徴金納付命令の勧告の有無にかかわらず、必要に応じて当該開示書類の提出会社等に自主的な訂正報告書等の提出を促しています。さらに、将来的な開示規制違反の再発防止及び未然防止の観点から、開示検査を行った上場会社等につきまして、その内部統制の状況を含め、開示規制違反の背景・原因等について経営陣との対話を行い、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促しています。

#### (2) 開示検査事例集について

開示検査事例集は、適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、監視委による開示検査の最近の取組みや開示検査によって判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を取りまとめたものです。

平成20年以降、毎年、「金融商品取引法における課徴金事例集~開示規制違 反編~」を公表してきましたが、上場会社・



会計監査人・投資家等の市場関係者の 皆様にとってより活用していただきやすい ものとするべく、平成29年度版から「開 示検査事例集」と名称を変更するととも に、その内容を刷新しております。

具体的には、課徴金納付命令勧告を 行った事例だけでなく、同勧告を行うよう な重要な虚偽記載等とまでは認められな い事例についても、開示規制違反の背 景・原因を追究した上で、その再発防止 策を会社と共有した事例や、会社に対し て訂正報告書等の自発的な提出を促し た事例等、多様な事例を紹介しておりま す。

### 2 市場関係者へのメッセージ

監視委としては、開示検査事例集を通じて、市場関係者の皆様に、開示規制違反の事案の内容とともに、その背景・原因等についても理解を深めていただくことで、上場会社等とその会計監査人との間でのコミュニケーションや、投資家の皆様と投資先である上場会社との対話がより活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の再発防止・未然防止につながるものと考えております。

こうした観点から、開示検査事例集では、上場会社・会計監査人・投資家等の市場関係者に向け、以下のメッセージを発信しています。

#### (1) 上場会社等へのメッセージ

これまでの開示検査を通じて、多くの場合、会社の経営陣のコンプライアンス意識の欠如や、ガバナンスの機能不全が、開示規制違反の原因・背景として認められています。

取締役会の皆様におかれましては、自 社のガバナンスが形式だけでなく実質を 伴ったものとなっているか、適正な情報開 示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただければと存じます。

また、監査役・監査委員の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務の執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

この事例集が、会社経営陣、監査役等、業務執行部門、会計監査人等との間の積極的なコミュニケーションのきっかけとなり、そして、それによってガバナンスの向上に向けた自律的な取組みが行われることを期待しております。

## (2) 会計監査人(公認会計士・監査法人)へのメッセージ

会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支える重要なインフラです。

会計監査人におかれましては、このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことが重要であると考えております。

この事例集を通じて、不適正な会計処理の実例やその背景・原因、会社自身による再発防止に向けた対応等についてご理解いただいた上で、監査対象会社の経営陣や担当者と十分なコミュニケーションを行っていただくことを期待しております。

#### (3) 投資家等へのメッセージ

上場会社等による開示規制違反は、 当該会社に投資を行う投資家に甚大な 損害をもたらすだけでなく、その上場会社 等の信用を大きく失うことは言うまでもあ りません。

投資家、とりわけ機関投資家におかれましては、この事例集を通じて、上場会社等による開示情報の正確性や公認会計

士・監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただいた上で、投資先上場会社等と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行っていただく必要があると考えています。そして、この対話の中で、投資先上場会社等に対して、ガバナンスの機能強化やコンプライアンスの徹底等を求めていただくことにより、適正な情報開示に向けた意識が、その投資先上場会社等のみならず、市場全体に、より根付いていくものと考えています。

## 3個別の開示検査事例の概要について

開示検査事例集の「最新の検査事例」の中では、平成29事務年度(平成29年7月~平成30年6月)に終了した事例を掲載しています。これら事例から、幾つかをピックアップして紹介いたします。ここで紹介しきれないその他の事例については、開示検査事例集(監視委ウェブサイト(本稿末尾にURLを記載しております。))をご覧ください。

下記Iの事例は、課徴金勧告を行った 事例です。連結子会社の不適正な会計 処理に係る事案を紹介しております。

下記 II の事例は、開示検査を踏まえ、 検査対象会社に対して、中立的な者によ る調査の実施を慫慂した事例です。これ を受け、同社は社内調査委員会を設置 し、当該社内調査委員会からの報告書を 踏まえて、訂正報告書を提出しました。

また、下記Ⅲの事例は、新規上場審査中に提出した有価証券届出書等に係る開示検査の結果、財務諸表等の適正性を確保するために必要な内部統制について不備が認められた事例です。

I. 架空売上の計上等(事例1(今 般公表しました開示検査事例集に掲 載した「事例1」です。以下、同様で す。))

#### ○ 事案の概要

本件は、当社(以下、各事例において、 検査対象会社を「当社」と表記します。) の連結子会社(以下「A社」といいます。) が、販売する受信機器の架空売上を計 上するとともに、棚卸資産評価損の計上 を適正に行わなかったものです(下記「不 適正な会計処理の概要」参照)。これに よって、当社は、過大な売上高、過小な棚 卸資産評価損及び当期純損失等を計上 した連結財務諸表を記載した有価証券 報告書を提出しました。

#### ○ 不適正な会計処理の概要

当社が行った架空売上の計上及び棚 卸資産評価損の不計上の概要は、図1 のとおりです。

- ① A社において受信機器販売が振る わない中で、A社の監査役(以下「A 社監査役」といいます。)は、会計監査 人から受信機器の在庫に係る棚卸資 産評価損の計上を示唆されました。
- ② ①を受けて、A社監査役は、受信機器の販売計画を作成して会計監査人に提出したところ、会計監査人から、販売計画を達成できない場合は受信機器の在庫について全額評価損を計上する必要がある旨の指摘を受けました。
- ③ ②を受けて、A社監査役は、A社の

得意先であったB社に対して、A社監査役が販売先を確保することを条件として受信機器の購入を依頼しました。 B社は、A社監査役から受けた当該依頼を了承しました。

その後、A社監査役は、B社における販売先の大半を確保したものの、一部の受信機器については販売先を確保できませんでした。販売先を確保できなかった受信機器については、B社のA社に対する支払義務は未確定であり、B社に対する売上は実現していませんでしたが、A社はこれらの受信機器についても架空の売上を計上しました。

A社は、この架空売上の計上により、 実際は達成していない受信機器の販売計画を達成したかのように偽り、受信機器の在庫についての棚卸資産評価損の計上を適正に行いませんでした。

## ○ 本件の不適正な会計処理の背景・原因

当社グループは、営業に偏重した経営を行い、当社グループの管理部門を適切に運用する意識が欠如していました。このような状況の中で、A社は、業務執行からの独立性が確保されるべき監査役に受信機器の営業も担当させており、監査役の業務が適切に行われにくい状態

を放置していました。結果、監査役が、棚 卸資産評価損の計上回避のため、架空 売上の計上を主導して行いました。

また、当社及び当社グループにおいて、 不適正な会計処理に対する内部牽制が 機能しなかったことも背景・原因の1つと 考えられます。具体的には、当社及び当 社グループにおいて、経理や内部監査等 の管理部門に十分な人員が配置されて いない上、会計記帳に関する業務プロセ スが明文化されていないことや、会計業 務管理に関する手続の不備が認められ ており、当社は子会社による会計記帳の 実態を把握していませんでした。

#### Ⅱ. 売上の過大計上(事例4)

#### ○ 事案の概要

本件は、当社が請け負った取水・浄水 設備関連の国内外での工事の売上について、過大計上を行いました(下記「不適 正な会計処理の概要」参照)。その結 果、当社は、過大な売上高、過少な当期 純損失等を計上した連結財務諸表を記 載した有価証券報告書等を提出しました。

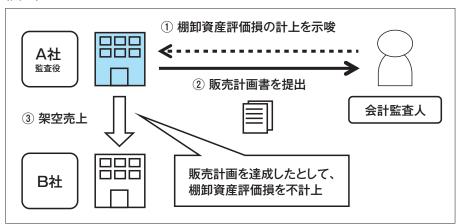
当社は、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出しましたが、開示検査の結果、必ずしも重要な虚偽記載等があると認められるものではなかったことから、課徴金納付命令勧告は行われませんでしたが、中立的な第三者による調査の実施が慫慂されました。これを受け、当社は社内調査委員会を設置し、当該社内調査委員会からの報告書を踏まえて、訂正報告書を提出しました。

#### ○ 不適正な会計処理の概要

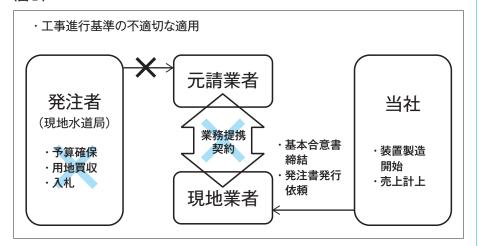
当社が行った売上の過大計上の概要は図2(次頁)のとおりです。

① 国外で予定されていた複数の公共 工事について、現地の水道局が、公共 工事の発注者として入札を実施し、選 ばれた元請業者が現地業者との間で

(図1)



#### (図2)



業務提携契約を締結し、当社は現地 業者を通じて元請業者から工事を請け 負うこととなっていました。

しかし、工事発注者である現地水道 局が予算を確保できなかったこと等か ら、入札の未実施又は大幅な遅れが 発生しており、これら公共工事に係る 完成見込みが確実でないため、工事 進行基準を適用するための前提要件 が認められませんでした。

② このような状況であったにもかかわらず、当社は、当初の目標どおり工事からの売上高を計上するため、現地業者に対して、支払条件や納期等について実態の伴わない発注書の発行を依頼しました。併せて、これら工事に関して、関連装置の製造を入札等に先行して開始できるように、現地業者との間で契約の締結を行いました。

最終的に、工事の完成見込みが確 実でないにもかかわらず、現地業者と の契約を締結し、装置の製造を開始し たこと等をもって工事進行基準を適用 して売上の過大計上を行いました。

・工事進行基準に係る工事進捗度の合 理性を欠く算定

国内で実施された工事について、工事 進行基準を適用して売上等を見積もって いましたが、その過程で、工事進捗度に ついて合理的でない算定方法を採用し、 工事進捗度を高く見積もることで、売上 の過大計上を行いました。

## 本件の不適正な会計処理の背景・原因

上記の不適正な会計処理は、当社がその株式を上場した事業年度を含めてその前後の事業年度に係る有価証券報告書等で認められました。当社においては、上場した事業年度の売上目標の達成に向けて全社的に業績向上に取り組んでいた中で、過度に営業を重視する社風が醸成されていきました。

当社の管理部門は、売上目標の達成に全社的に取り組んでいたことなどから、国外の工事案件に関して、公共工事の入札が未実施であったこと等を認識していたにもかかわらず、会計処理を含めた営業本部の方針を積極的に追認していました。内部監査担当部署も内部監査を実施しておりましたが、社内規程の整備状況等に係る形式的なチェックに止まっていました。また、監査役においても、国外の工事案件については、詳細な資料の提示を受けなかったため、問題点を把握できていませんでした。結果、管理部門、内部監査室及び監査役による牽制機能が働いていませんでした。

さらに、当社の経理部門は、十分な会

計基準についての知識を持ち合わせていませんでした。会計基準上、工事の会計処理として工事進行基準を適用するためには、工事の完成見込みが確実であることを前提要件として求められるところ、当該前提要件が充足されているか(公共工事の入札実施の有無や元請業者の決定の有無等)を確認しないまま、現地業者と契約を締結し、工事に関連した装置の製造が開始されたこと等をもって、工事進行基準の適用及び当該基準に沿った売上の計上が可能と考えていました。

#### **Ⅲ. 内部統制の不備**(事例 7)

#### ○ 事案の概要等

本件は、当社が新規に上場を目指す中で、当時行われていた上場審査を通過するために当社が営む太陽光発電事業の販売目標を高く設定しており、同社の営業担当をはじめとする役職員に対して、当該目標達成に向けたプレッシャーが強くかかっていました。

その中で、太陽光発電の販売事業の 顧客について、その顧客の購入意思を 確認しないままで売上を計上したほか、購 入意思の確認は行ったものの取引証憑 類未回収の状況での売上の計上等を行 うようになりました。結果として、売上の 過大計上等、不適切な会計処理を行っ ていました。

## ○ 本件の不適正な会計処理の背景・原因等

販売目標達成に向けたプレッシャーが 高まっている中で、営業部門は販売先と の打合せ又は新規販売先開拓に忙殺さ れ、取引証憑類の回収に手が回らなくな り、経理部門に対して見込みによる販売 実績を報告していました。当該営業部門 からの報告を受けて、取締役や経理部門 は、証憑類が未回収であることを認識し ながら、売上への計上を容認していました。

また、当社は、発電施設の販売等事業 に係る証憑等の作成・回収に係るマニュ アルを作成しておらず、発電事業等に係 る業務フローは明確になっていませんでし た。しかしながら、金融商品取引所や主 幹事証券会社による上場審査において は、実態と離れた業務のフローを説明し ていました。

監視委は、この事案を踏まえ、上場審 査中の会社や上場会社等の内部管理 体制等の審査・確認などに当たっては、 その実態を十分に把握する必要がある 旨、金融商品取引所等の各関係機関に 対して提起をしております。

### 課徴金納付命令勧告の状況

平成17年4月に課徴金制度が開始さ

れて以降、監視委は、平成30年6月末ま でに、開示規制違反に対して101件、計 163億8.729万9.979円の課徴金納付命 令勧告を行いました。

平成29年度においては、開示書類の 虚偽記載に対して2件、計1.200万円の 課徴金納付命令勧告を行いました(表 1 及び表 2 参照)。

### か おわりに

上場会社等が適正な情報開示を行う ためには、経営陣がコンプライアンス意識 を高く持つとともに、会社のガバナンス体 制を形式ではなく実質を伴ったものへ向 上させるといった、実効的な内部統制の 確保に向けた取組みが不可欠です。当 該取組みを各上場会社等が進めていく

(光(上・(井)

中では、上場会社等の内部での議論並 びに上場会社・会計監査人・投資家等と の間でのコミュニケーション及び対話が 活発に行われているものと考えておりま す。

本事例集では、本稿で紹介した事例 以外にも多くの開示規制違反事例の内 容やその背景・原因について紹介してお ります。本事例集が、上場会社等の内部 での議論や上場会社等と会計監査人・ 投資家等との間でのコミュニケーションな どにおいて活用され、適正な情報開示を 行うための実効的な体制の整備・確保 に向けた各上場会社等の取組みが進め られていくことを期待しております。

#### ※「開示検査事例集」

https://www.fsa.go.jp/sesc/ iirei/kaiii/20180919.htm

#### \*必須研修科目「職業倫理」研修 教材

※『会計・監査ジャーナル』2019年 2月号に掲載されている「【解説】 金融商品取引法における課徴金 事例集~不公正取引編~の公表 について」(36頁)を併読した場 合に単位が付与されます。

教材コード J010144

₩ 研修コード

履修単位

1 0 0 1

1 単位

(3X I ) M(以业川) II	(表 1	) 課徴金納·	付命令勧告の内訳
---	------	---------	----------

(表1) 課徴金納付命令勧告の内訳 (単位:件										:作)			
年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
虚偽記載の勧告件数		8	11	9	18	9	9	9	8	6	4	2	96
発行開示書類等		0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	2	1	2	45
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	4	3	0	44
大量保有·変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不提出の勧告件数	_	_	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	4
発行開示書類	_	_	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
継続開示書類	_	_	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(注) 年度とは当年 4 日から羽年 2 日むいる(書 2 においても同じ)													

(注) 年度とは当年 4 月から翌年 3 月をいう(表 2 においても同じ。)。

(表2)課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3333万円	24	7億2174万9994円
19	6684万9997円	25	10億4836万9999円
20	19億1390万9997円	26	6億464万円
21	7億1147万9998円	27	78億12万円
22	18億7981万9994円	28	4億2578万円
23	5億6925万円	29	1200万円
		合計	163億8729万9979円

- (注)1 課徴金額は勧告時点のもの。
  - 2 平成21年度に個人に対して行われた1件(課徴金額1億2073万円)については、課 徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

#### 出典

『会計・監査ジャーナル』 (2019年3月号、日本公認会計士協会出版局、第一法規株式会社) 無断複製・転用・公開、第三者使用を禁じます。